

## 特例監理技術者の取り扱いについて

建設業法の改正により、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)について、同ただし書きに規定する特例監理技術者を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置した場合、監理技術者の専任義務が緩和され、他の工事と兼務することが可能となりました。

大阪府住宅まちづくり部公共建築室発注工事における特例監理技術者の取り扱いについては以下のとおりとします。

### 1. 対象工事について

特例監理技術者が兼務できる工事は大阪府内の工事に限り、専任の監理技術者補佐を配置した場合、本工事を含め2件まで認めるものとする。なお兼務できる工事は、施工における主要な会議への参加、現場への巡回及び主要な工程の立会い等の職務を適正に遂行できる範囲とする。

ただし、以下の工事については監理技術者の兼務を認めない。

#### ①大規模工事等

- ・ 建築一式工事のうち設計金額が6億円以上の工事
- ・ 電気及び管工事のうち設計金額が2億円以上の工事
- ・ 総合評価落札方式及び実績申告型で実施する工事

#### ②居ながら工事など入居者又は施設利用者等の安全性の確保や不測の事態への対応が必要となる工事((例) 改修工事、EV棟増築工事 等)

#### ③その他、工事の内容が特殊であり兼務を認めがたい工事

※ 兼務可能な工事に該当するかについては、入札公告をご確認ください。

### 2. 監理技術者補佐について

監理技術者補佐については、以下要件を全て満たすこと。

- ・ 専任であること
- ・ 建設工事の種類に応じた一級施工管理技士補であって主任技術者要件を満たす者若しくは監理技術者要件を満たす者
- ・ 受注者と3ヶ月以上の雇用関係があること
- ・ 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡がとれる体制であること
- ・ 監理技術者補佐が担う業務について明らかにすること

### 3. 提出書類(事後審査時若しくは工事途中で兼務を希望する場合)

- ・ 兼務要件チェックリスト
- ・ 特例監理技術者の配置に関する届出書
- ・ 配置技術者名簿(監理技術者補佐)  
(資格者証等及び直接雇用を確認できるものの写し添付)
- ・ 配置技術者の専任性に関する誓約書

### 4. 適用日

令和3年4月1日以降公告案件より適用

※ 特例監理技術者を配置する場合にのみ提出すること。

※ 兼務の要件を満たしているか確認し、本チェックリストを提出書類に添付して提出すること。

※ 兼務の要件を満たしていない場合、特例監理技術者の配置は認められない。

工事名称 \_\_\_\_\_

兼務要件チェックリスト

No	要件	確認欄
1	本工事が建設業法第26条第3項のただし書(特例監理技術者の配置)の適用をうける(兼務を認める)工事であることを入札公告で確認した。 〈兼務を認める場合の入札公告における記載例〉 「建築一式工事」に係る「監理技術者」を配置できること。 なお、建設業法第26条第3項のただし書きの規定を適用し、特例監理技術者を配置する場合は、専任の監理技術者補佐を配置すること。	<input type="checkbox"/>
2	特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲は、元請として、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会い等の職務が適正に遂行できる範囲とし、兼務できる工事は本工事含め2件である。	<input type="checkbox"/>
3	特例監理技術者の兼務する工事の施工場所は大阪府内である。	<input type="checkbox"/>
4	監理技術者補佐は専任である。	<input type="checkbox"/>
5	監理技術者補佐は資格要件を満たしている。	<input type="checkbox"/>
6	監理技術者補佐は受注者と3ヶ月以上の雇用関係がある。	<input type="checkbox"/>
7	特例監理技術者は、監理技術者補佐を配置した場合においても、監理技術者が行うべき職務を適正に実施するとともに、監理技術者補佐を適切に指導する。	<input type="checkbox"/>
8	特例監理技術者と監理技術者補佐は常に連絡がとれる体制である。	<input type="checkbox"/>
9	監理技術者補佐が行う業務について発注者に説明できる。	<input type="checkbox"/>

【特例監理技術者を配置する場合に提出】

(別紙様式)

令和 年 月 日

## 特例監理技術者の配置に関する届出書

大阪府総務部契約局長様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置について、下記のとおり届け出ます。

工事名称	
当該工事現場に配置する特例監理技術者の氏名	
当該工事現場に専任配置する監理技術者補佐の氏名	
特例監理技術者が兼務する工事の名称及び施工場所	工事名称： 施工場所：

なお、特例監理技術者の配置に関しては、入札説明書等に定める条件を遵守します。

※ 請負代金額が、3,500万円（建築一式工事の場合は、7,000万円）以上となる工事の場合で、共通入札説明書で特例監理技術者の配置が認められている案件で特例監理技術者を配置する場合、必要事項を記入し、下記を証する資料を添えて提出してください。

- ① 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- ② 監理技術者補佐は受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- ③ 監理技術者補佐が担う業務等の分担を明確にすること。

# 配置技術者名簿(監理技術者補佐)

当該工事に配置する監理技術者補佐の資格・受持工事を記入してください。

配置技術者 氏名		
所属会社名		
監理技術者補佐が行う業務内容 ※6		記載例) 施工計画の作成、工事の工程管理、検査・試験の実施及び品質管理等の業務の補佐
<p>該当要件 (1もしくは2に○をつけ、記入すること)</p> <p>※1 ※2</p>		<p>1. 一級施工管理技士補であり、主任技術者の要件を満たしている</p> <p>①一級施工管理技士補 検定種目： 番 号：</p> <p>②主任技術者となる資格もしくは実務経験 ・資格名： 番 号： ・実務経験 ※2 (10年以上 ・ 高等学校、専門学校卒5年以上 ・ 大卒等3年以上)</p>
		<p>2. 監理技術者の要件を満たしている ※3</p> <p>資格名： 番 号：</p>
現在の受持工事 ※4	受持工事の有無	有 ・ 無 (いずれかを○印し、「有」の場合は以下記載すること)
	工事名	
	発注者名	
	施工場所	
	工 期	令和 年 月 ～ 令和 年 月
	従事役職	

※1 資格証等の写しを添付すること。

※2 実務経験の場合は、実務経歴書(別紙参考様式)を添付すること。  
(高等学校、専門学校卒及び大卒等の場合は指定学科卒業であること。)

※3 一級施工管理技士等の国家資格等により監理技術者の要件を満たしていること。

※4 「有」の場合は「配置技術者の専任性に関する誓約書を併せて提出すること。

また、工事途中より監理技術者補佐を配置する場合は、受け持ち工事は「無」であること。

※5 資格者証等により3ヶ月以上の雇用を確認できない場合は、資格者証本人の健康保険被保険者証の写しを添付すること。(保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキングをすること)

※6 監理技術者補佐は、特例監理技術者の指導監督のもと、特例監理技術者の職務を補佐すること。



担当期間	発注者名	工事名称	契約金額 (千円)	備考
建設業法第26条による経歴 年数		年 月		

※備考欄に主任技術者として従事した工事の場合は主任と記載すること。

事後審査資料の提出日において他の工事に従事している場合に提出

## 配置技術者の専任性に関する誓約書

当社は、大阪府住宅まちづくり部公共建築室において発注された下記工事の配置技術者（監理技術者等）については、契約工期の初日において当該工事に専任することとし、他の工事に従事しないことについて誓約します。

なお、本書に記載した事項と事実が相違するときは、大阪府建設工事請負契約約款第46条に基づく契約解除及び入札参加停止等その他いかなる措置を受けても異議ありません。

工事名： \_\_\_\_\_

配置技術者氏名： \_\_\_\_\_

大 阪 府 様

令和 年 月 日

所 在 地

商号又は名称

代表者氏名

印

(契約書に押印する印鑑と同一印)